

魚津市公告第22号

「魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年5月16日

魚津市長 村椿 晃

「魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業」に係る公募型プロポーザルを実施する。

公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市 企画部 企画政策課 未来戦略室
TEL0765-23-1133 FAX0765-23-1054
Mail planners@city.uzu.lg.jp

共創・MaaS 実証プロジェクト

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル実施要領

※本公募は、令和6年度魚津市一般会計補正予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。このため、補正予算が成立した場合は、本公募型プロポーザルにより選定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合は契約を行うことができないことを十分に留意の上、応募すること。

(魚津市企画部企画政策課)

1. 事業の目的

魚津市においては市民バスを9路線10ルート運行しているが、急激な人口減少や高齢者の免許保有率の上昇、コロナ禍の影響もあり、市民バス利用者数は著しく減少している。また、併せて運転手の確保が困難な状況でもあることから、現在の運行形態の持続が危ぶまれる状況となっている。

こうした中、本市はそれらの課題解決のためオンデマンド交通の導入を模索してきた。しかしながら本市においては、オンデマンド交通といった新しいモビリティサービスを導入検討、企画立案するための方法論が確立されていないほか、データを活用して地域住民や交通事業者で共有し、議論する場がなく、サービス実装に向けた具体的な道筋が見えない状況にある。

また、地域公共交通の維持及び利便性向上のためには、持続可能な新しい公共交通ネットワーク等を施策立案や導入支援を主導するなど、地域公共交通をリ・デザインし、コーディネートの役割を担うグループの育成を図る必要がある。

そこで、本市は国土交通省が実施する「共創・MaaS 実証プロジェクト」の「実証運行事業」及び「モビリティ人材育成事業」の採択を得、本市、タクシー事業者、富山県立大学、市民バス利用促進協議会等で構成する「魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム（以下、「共創プラットフォーム」という。）」を立ち上げ、本市の地域性と EBPM に基づく新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を身に着けた人材を育成するほか、実証運行等を実施しながら市民等のオンデマンド交通への受容性の検証と市民の関心・主体性を高めるとともに、オンデマンド交通といった新しい地域公共交通ネットワークの基礎を構築し、令和7年下半期の実用化に繋がる取組を行うこととした。

この要領に定める公募型プロポーザルは、実証運行（乗車体験会）や共創プラットフォームの運営等を委託するにあたり広く企画提案を募集し、最も適切な者を本事業の受託者として選定することを目的とする。なお、受託者は本事業の共創プラットフォームに参加するものとする。

2. 共創・MaaS 実証プロジェクト

(1) 実証事業の概要

共創プラットフォームの場でオンデマンド交通といった新しい地域公共交通の実用化に向けて協議や、オンデマンド交通の実証運行（乗車体験会）を実施し、市民に対して新しい地域公共交通への導入理解と導入後の積極的な利用を促す。また、実証運行後は課題の抽出及び利用者の意見を反映したオンデマンド交通運行（導入）計画を策定する。

(2) モビリティ人材育成事業の概要

共創プラットフォームにおいて、多様なデータに基づく新しい地域公共交通について考える「場」とし、データの分析結果に基づく講義や先進事例の検討を行いながら、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築と運営に必要な知識及び関連事業者との協議の場を獲得する。協議を通じて本市の地域性と EBPM に基づく新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を備えた、地域公共交通のリ・デザインを推進する人材（グループ）を創出する。

3. 業務の概要

本事業は、国土交通省が実施する「共創・MaaS 実証プロジェクト」の「実証運行事業」及び「モビリティ人材育成事業」に基づき行うため、受託者と次の2つの事業を委託する。

(1) 実証運行事業

- ① 業務名 魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化実証運行事業支援業務
- ② 業務内容 「魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化実証運行事業支援業務仕様書」のとおり。
- ③ 業務期間 契約日の翌日から令和7年2月28日（金）まで
- ④ 委託限度額 金4,730,000円（税込み）
- ⑤ 前払金の有無 有

(2) モビリティ人材育成事業

- ① 業務名 魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム人材育成事業支援業務
- ② 業務内容 「魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業共創プラットフォーム人材育成事業支援業務仕様書」のとおり。
- ③ 業務期間 契約日の翌日から令和7年2月28日（金）まで
- ④ 委託限度額 金20,200,000円（税込み）
- ⑤ 前払金の有無 有

4. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加は、単独企業又は共同企業体（JV）を問わない。ただし、共同企業体の参加の場合であっても、その全ての者が次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者ではないこと。
- (2) 魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）第3条に規定する競争入札参加資格者名簿（令和5・6年度魚津市物品購入等入札参加資格者名簿）に参加表明書提出日までに登録されていること。

※登録が必要な場合は、魚津市HPを参照のうえ、速やかに所定の手続きを終えること。

<入札参加資格に関する担当課>

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所財政課 管財・契約検査係 TEL: 0765-23-1088

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者ではないこと。

- (4) 国税地方税の滞納がないこと。
- (5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (7) 過去 5 年以内に、「公共団体等が発注するオンデマンド交通実証運行に関する事業」の受注実績を 3 件以上有すること。
※共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者のうち、実績がある者が 1 者以上含まれていること。

5. 参加表明書の提出

- (1) 参加表明に必要な書類 ※電子メールにて提出するほか、全て原本を 1 部提出する。
 - ① 参加表明書（様式第 1 号）
※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。
※共同企業体の場合は、構成事業者で代表者を決定し、その代表者名で提出すること。なお、共同企業体（JV）の構成を証する書類（任意様式）も併せて提出すること。
- (2) 参加表明書の提出
 - ① 提出期限 令和 6 年 5 月 28 日（火） 17 時まで（必着）
 - ② 提出先 担当部署（巻末に記載）
 - ③ 提出方法 上記提出先まで持参または郵送

6. 質問の受付及び回答

質問は参加表明書を提出した者のみ受け付ける。

- (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 30 日（木）17 時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第 2 号）により、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後に担当部署（巻末に記載）まで電話連絡をすること。
- (3) 提出先 planners@city.uzo.lg.jp
※件名は「【質問】【参加者名】魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル」とすること。
- (4) 回答日 随時
- (5) 回答方法 質問者名を伏せて魚津市 HP にて回答する。
※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

7. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案に必要となる書類

※電子メールにて提出するほか、紙媒体で12部提出とする。

① 企画提案書提出届（様式第3号）

※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。

② 会社概要書（任意様式）

※事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの（既成の資料でも可。ただし、共同企業体（JV）の場合は全ての事業者分を提出すること。）

③ 業務実績書（様式第4号）

※共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者のうち、実績がある者の業務実績を記載すること。なお、証憑書類として契約書の写しを添付すること。

④ 事業実施体制（任意様式）

※担当者の所属、氏名、連絡先、業務内容を記載すること。

※共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者の全ての住所、氏名、連絡先、業務内容を記載すること。

※事務局において事業実施体制について質問する場合があります。

⑤ 【別紙1】魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業 システム要件表（Excel）

※各項目の対応欄に、対応状況について以下の記号により記載し電子データにて提出する。

○：標準機能で対応可能

△：標準機能では対応不可だが、オプション機能や代替案により対応可能

×：対応不可

※データのための提出とする。

⑥ 企画提案書（任意様式）

※A4サイズで作成すること。

※別記魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル 審査基準の「評価項目」及び「主たる評価の視点」を参考に企画提案書を作成すること。

⑦ 参考見積書（押印のあるもの・任意様式）

※「実証運行事業」、「モビリティ人材育成事業」それぞれ提出すること。

(2) 提出先 担当部署（巻末に記載）

(3) 提出方法

① 持参または郵送

② PDFデータ（メールにて提出し、下記期限必着のこと）

※必ず両方法で提出すること

※【別紙1】魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業 システム要件表は Excel ファイルでも提出すること。

(4) 提出期限 令和6年6月4日（火）17時まで（必着）

8. 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 審査会に出席しなかったとき。
 - ② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
 - ② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ③ 見積書に記載した金額（税込み）が委託限度額を超過したとき。

9. 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

- (1) 実施予定日 令和6年6月11日（火） 13時から（予定）
- (2) 内 容 プレゼンテーション及び質疑応答
※プレゼンテーションの時間は1者あたり説明20分、質疑10分を目安とする。
※プレゼンテーション会場への入室は4名まで可とする。
※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。
- (3) 審査基準等 別記「魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル 審査基準」による。
- (4) 審査基準点 審査基準点は160点とする。また、全ての提案者の得点が審査基準点を上回らなかった場合は、本プロポーザルは成立しないこととする。

10. 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。ただし、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

11. 契約

審査結果通知後、本市と委託契約候補者は、契約締結に向けた協議を開始するものとする。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

13. 実施日程

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 参加表明書提出期限 | 令和6年5月28日(火)17時まで |
| (2) 質問受付期間 | 令和6年5月30日(木)17時まで |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和6年6月4日(火)17時まで |
| (4) 審査会 | 令和6年6月11日(火)(予定) |
| (5) 審査結果通知日 | 令和6年6月12日(水)(予定) |
| (6) 契約 | 令和6年7月1日以降(予定) |

14. 担当部署（提出先・問合せ先）

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 企画政策課 未来戦略室 担当 明石、大久保

TEL : 0765-23-1133

メール : planners@city.uzu.lg.jp

別記 魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル 審査基準

No.	評価項目		主たる評価の視点	配点
1	実施体制	事業実績	過去5年間のデマンド交通システムの提供に関する実績は十分であるか。	10点
		実施体制	事業実施に必要な体制を整え、十分な業務遂行能力を有しているか。	
2	システム要件		別紙1【魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業】システム要件表にて対応状況を評価する。	10点
3	参考見積書		提案者が提出する見積書を相対的に評価する。	10点
4	業務の実施方針		本業務の趣旨を理解し、具体的で実効性のある提案がなされており、本業務を取り組む姿勢が適切であるか。	10点
5	共創プラットフォーム人材育成事業	データ分析	データ分析、デマンド交通導入シミュレーション等の手法と分析項目が適切かつ具体的に提示してある提案となっているか。	20点
		共創プラットフォーム運営支援	人材育成の方針・内容・手法について具体的に提示されているか。	10点
			具体的かつ詳細な事業スケジュールが示されており、適切な工程となっているか。	10点
			共創プラットフォームの運営について、具体的かつ積極的なプロジェクトマネジメントである提案となっているか。	10点
6	実証運行事業	実証運行運営支援	実証運行の実施について基本方針、スケジュール、事業の周知等効果的な方法である提案となっているか。	15点
			実証運行について、適切な検証方法（評価）を行う提案となっているか。	10点
			実証運行実施において、トラブル等への迅速かつ適切な対応が提案されているか。	10点
7	システム概要・機能・運用・導入支援	機能全般及び画面構成や操作性	オペレーター、運転手、利用者におけるシステムの操作性や運用方法等について、提案内容に説得力があり、効率的かつ効果的なシステムの提案となっているか。	5点
		将来的な変動要因に対応できる柔軟性	今後の運用により、システムの設定変更等が必要となった場合は、容易に対応することができる内容となっているか。	5点
		システム操作研修やマニュアル	システムの運用上、必要となるマニュアルや研修等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5点
8	持続可能なオンデマンド交通の実現		運賃、車両、ランニングコストなど、持続可能なオンデマンド交通の実現に向けた提案がなされているか。	20点
			オンデマンド交通利用促進のための具体的な方策が提案されているか。	20点
9	その他	有益な提案事項	仕様書以外の魅力的な独自提案があるか。	20点
合計				200点

※No. 1～No. 4は事務局が採点、No. 5～No. 9は審査会にて採点し、その合計点を提案者の得点数とする。

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化実証運行事業支援業務 仕様書

本仕様書は、魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化実証運行事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化実証運行事業支援業務委託

2. 業務目的

全国同様、本市においても交通関係の運転者不足が課題となっており、その解消に向けた取組が喫緊の課題となっている。また、コロナ禍以降、多様な生活スタイルが進む中、本市の市民バス利用者のほか、高齢者、通勤・通学者、本市を訪れるビジネス客・観光客等の「足」として、地域公共交通の更なる利便性向上が求められている。こうしたことから本市の地域公共交通の核となる「市民バス」の維持及び利便性向上を目的として、本年度は実証運行（乗車体験会）（以下、「実証運行」という。）等を実施しながら市民等のオンデマンド交通への受容性の検証と市民の関心・主体性を高めるとともに、オンデマンド交通といった新しい地域公共交通ネットワークの基礎を構築し、令和7年下半期の実用化に繋がる取組（実証運行等）を行う。

3. 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4. 業務対象範囲

魚津市全域

※魚津市民バス9路線のうち、2路線を起点とする2エリア（人口規模：約5,800人、高齢化率35.5%）を想定している。

5. 実証運行車両数

1台以上を想定している。

※実証運行等における運転業務及び車両調達（リース含む。）は本委託事業の対象外。

6. 業務内容

AI、IoT等の最新技術を活用した配車システムによるオンデマンド交通の実証運行を実施するにあたり実証運行事業計画の策定、システムの構築、提供、運用等必要な支援を行う。

(1) 実証運行等事業計画書（案）の作成

オンデマンド交通の実用化に向けたスムーズな事業運営を行うため、実証運行事業計画書（案）を作成する。なお、計画については、魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル実施要領実施要領「1. 事業の目的」に記載する「魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム（以下、「共創プラットフォーム」という。）」にて協議しながら実施する。

- (2) オンデマンド交通実証運行システム（以下、「運行システム」という。）の構築
実証運行等事業計画に基づきスムーズな事業運営を行うため、予約受付用システムや車載端末（通信契約込み）、停留所看板、車両用マグネット等運行に必要な物品の納入と設定、取付け等を行う。
- (3) 運行システムの操作研修の実施
運行システム構築に加え、オンデマンド交通の運行に必要となる打合せ・協議や、オンデマンド交通実証運行等実施前に、運行事業者へ乗車受付端末及び車載端末システム利用についての操作研修を実施する。
- (4) 運行システムの保守・運用
運行システムの運用に必要となるサーバ及び車載端末の保守・管理並びに故障時の対応を運行に支障がないよう早急に行う。配車システム及び車載端末は本市に納入するが、運行事業者に使用させることを認めるものとする。
- (5) 運行システム設定の修正等
効率的かつ柔軟な実証運行等を実現するために、運行に関連する設定の修正等を実施する。なお、修正等の内容は共創プラットフォームでの協議を踏まえ、魚津市が指示した後に行う。
※軽微な修正はこの限りではない。
- (6) 運行システム及び車載端末トラブルへの対応
運行システム及び車載端末のトラブル対応は、発生の都度協議を行い対応するとともに、急なトラブルに備えて予備機を準備すること。ただし、早急な復旧を行うため、緊急時の連絡体制及び緊急時のマニュアルを作成すること。
- (7) オンデマンド交通実証運行等事業支援
実証運行等利用者増を図るため、必要な支援を行うこと。
- (8) 共創プラットフォーム運営の支援
共創プラットフォーム会議において行うオンデマンド交通実証運行等の企画、運営、共創プラットフォーム会議におけるコンテンツ作成（課題の整理と対策（案）の提示）、共創プラットフォーム会議の議事録等の作成を行うこと。
- (9) オンデマンド交通導入の検討・支援
本市の実情に応じたオンデマンド交通を導入するため、実証運行等後には課題の抽出及び利用者の利便性向上を反映したオンデマンド交通運行（導入）計画の素案を作成すること。
※詳細な内容は共創プラットフォーム会議にて協議していくこととする。
- (10) 市民フォーラムに係る企画及びコンテンツの作成
共創プラットフォームにて協議した内容や運行（導入）計画を広く市民に提示し、新しい公共交通への導入の理解と利用者増を図るため、市民フォーラムにて取組内容等を報告する予定としており、その企画立案とコンテンツの作成を行うこと。
※市民フォーラムの開催は委託期間外であるため、当日の運営は市が直営で行う。
- (11) プロジェクトマネジメント
次のプロジェクトマネジメントを行うこと。
 - ① 業務進捗管理（共創プラットフォーム構成員の日程調整含む。）
 - ② 国土交通省等への中間報告資料及び実績報告書作成の支援

- ③ 実証運行等事業及び利用促進に関する支援
- ④ 交通事業者による運行体制構築に向けた支援
- ⑤ 地域合意形成に向けた支援

7. 運行システムの概要

(1) 運行システムの基本要件

- ① 利用状況に応じてのシステム変更を柔軟に対応可能とするため、新たなサーバ導入が不要なクラウド上で動作する SaaS 型システムであること。
- ② 予約受付・配車を行うサーバシステムと、配車結果を受ける車載端末と、予約情報を入力する予約端末からなるシステムであること。
- ③ サーバシステムと車載端末間はインターネットにて接続される形態であること。
- ④ 車載端末はインターネット回線トラブル等でサーバとの通信ができない場合でも、受信済みの予約データを元に運行の継続ができること。

(2) 運行システムの内容

- ① 運行システムは、A I の技術を活用した効率的な配車、運行ルートの生成、運行指示を可能としたシステムとする。
- ② 利用者からの予約（電話、ユーザーアプリ、LINE アプリ等）の情報を運行車両へリアルタイムで配信できること。
- ③ 運行システムは、利用者からの予約により乗車を受け付け、受付された時間に出発場所に車両を配車するシステムとする。また、予約受付方法は、即時予約方式・事前予約方式の双方に対応できること。
- ④ 運行システムに蓄積されたデータにより、利用者層・時間帯の把握、乗合率などのデータを分析でき、更なる利用促進に向けた運行方法の改善検討等に活用できるシステムとする。
- ⑤ 運行システムのオペレート業務は、配車経験等が無く、地元地理に精通していない者が行うことも想定されるため、専門知識や経験が無い者でもシステムの配車計画に係る支援機能などを活用することにより、オペレート業務を無理なく行うことが可能なシステムとする。

(3) 運行システムの機能

以下に示す機能を提供するものとする。

① サーバ機能（ユーザーアプリ機能等）

ア 利用者からの予約による運行を可能とすること。

イ 利用者の自宅等から目的とする施設までの直接運行を可能とすること。

ウ イベントや荒天時等により、一部の乗降ポイントが利用できない場合、ユーザーアプリ上でその旨の案内ができ、対象の乗降ポイントを選択できないように設定できること。

エ 乗降ポイント・乗車人数・乗車時間を任意に指定することができること。

オ 利用者情報（氏名、生年月日、性別、住所等）、乗降所情報（乗降所名、緯度、経度等）、予約情報、運行実績（利用者数（件数）や、利用者・乗降位置・利用時間をそれぞれ関連して把握したデータ）等の運行データを蓄積し、必要に応じてレポートが可能

なこと。

- カ 設定の変更によって、路線を定めず予約状況に応じて最適なルートを算出しての運行が可能なこと。
- キ 運行可能日を登録可能なこと。
- ク 運行可能時間帯の設定が可能なこと。
- ケ 利用者予約状況から、自動的に最適な経路生成/配車を行い、その結果を運転手に自動で通知できること。
- コ 乗車受付の登録、変更及び取消の機能を有すること。
- サ 地図上で乗降所の位置や出発地から目的地までのルートを確認することができる機能を有すること。
- シ 利用者及び停留所の情報を登録、検索、変更及び削除を行う機能を有すること。
- ス 利用運行状況確認用端末については、利用及び運行状況は市役所企画政策課及び都市計画課においても、リアルタイムに確認できる機能を提供すること。

② 車載端末

- ア 4GもしくはLTE通信機能を有し、運行エリアである市内全域を通信エリアとし、オペレーターからの運行指示をリアルタイムに受信することができること。
- イ iOS及びAndoroidで利用できること。
- ウ タブレット紛失時に個人情報漏洩を防止する機能を有すること。
- エ 利用者が乗車したことをサーバへ送信する機能を提供すること。
- オ 利用者の属性（一般、高齢者、子ども、障がい者等）に応じて、所定の運賃を表示できるシステムであること。

③ 運行管理機能（管理者 Web）

- ア 二要素認証等のセキュリティを担保した対応を行った上で、指定の URL にアクセスすることで利用可能とすること。
- イ 運行車両の予約状況や位置情報の把握ができること。
- ウ 利用者の予約情報を確認できるとともに、予約情報の登録・修正・削除ができること。
- エ 利用者の情報を代理で登録・修正、削除することができ、情報のリスト表示ができること。また、運行する車両の登録・修正・削除ができ、運行により取得する乗降データの出力ができること。
- オ 異常発生時に管理者 Web で新規の予約を停止することができ、過去の記録についての確認ができること。
- カ 運行実績（日時・車両別の運行、予約・利用者数、乗降場所の利用数などの把握・集計）を随時確認することができ、Excel 等のファイル形式でのダウンロードができること。

8. 運行システムに係る操作研修

- (1) 本市との協議の上、操作マニュアルを作成すること。
- (2) 運行受託者などを対象とした操作研修会において、講師を務めること。
- (3) 操作研修会は、受講者が実際にタブレットを操作する内容とすること。

- (4) 操作研修会は、対面での研修を原則とし、必要に応じてオンライン研修、動画配信による研修等を実施し、運行開始の業務に支障がないよう配慮すること。

9. 保守・運用

- (1) 本市、運行受託者からの電話または電子メール等による問合せ、緊急時の対応などの保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を構築すること。
- (2) システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。また、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、市に随時報告すること。
- (3) 各職員の職務や職位に応じたアクセス制御を実施し、不正接続・利用、情報漏洩、データ改ざんを防止する措置を講じるとともに、システムへの不正アクセスを監視し、必要に応じて本市へ連絡する体制を整えておくこと。
- (4) システムを利用するにあたっては、ID とパスワードによる認証を必須とするとともに、操作履歴などを確実に記録すること。
- (5) 運行計画や停留所の追加・削除等の各種設定の変更が柔軟に対応でき、即時反映されること。
- (6) 車両端末として使用するタブレット（SIM カード含む）については、運用車両台数分に加え予備機 1 台を用意すること。

10. その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであり、受託者は事業の目的と目指す姿等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に行うこと。

11. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本市に帰属する。なお、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

- (1) 実証運行事業計画書
- (2) サービス説明書
- (3) サービス利用規約
- (4) 運行システム設定書
- (5) 保守・運用体制書
- (6) ユーザーアプリマニュアル、Web マニュアル
- (7) ドライバーアプリマニュアル
- (8) 管理者 Web マニュアル
- (9) 利用に関する案内動画データ
- (10) 乗降場所に関する地図
- (11) 業務報告書一式

※上記全成果品の電子データと印刷物 2 部

※その他委託作業により作成した資料（コンテンツ）一式については、その都度納品すること。

12. 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法および魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）同条例施行規則（令和5年規則第9号）を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

13. システムの納期及び納入場所

本市と協議を行うこととし、納入場所はシステムを使用する場所とし、魚津市が別途指定する。

14. その他

（1） 関連法令及び条例の遵守

受託者は、業務等の実施にあたっては、関連諸法令及び条例等を遵守すること。

（2） 秘密の保持

受託者は、魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）同条例施行規則（令和5年規則第9号）を遵守し、業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。また委託期間終了後も同様である。

（3） 業務の実施

受託者は、本市の事業計画を尊重するとともに、諸条件・諸課題を考慮し、手法や内容について十分に協議し、業務を実施すること。

（4） 所有権

本システムで取得する利用者情報及び運行実績等の乗車受付情報は本市に帰属する。

（5） 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況等を報告し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。

（6） 再委託の禁止

受託者は本業務の全部を一括して、もしくは主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、本市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、本市に対し、再委託承諾願を提出すること。

（7） 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めるものとする。

12. 連絡先

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市企画部企画政策課未来戦略室 担当：明石

TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054 Mail：planners@city.uozu.lg.jp

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化 共創プラットフォーム人材育成事業支援業務 仕様書

本仕様書は、魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム人材育成事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム人材育成事業支援業務委託

2. 業務目的

本市の市民バス利用者は減少し続けており、現行の運行形態の持続が困難な状況となっており、その解決策としてオンデマンド交通の導入を模索してきた。しかしながら本市においてはオンデマンド交通といった新しいモビリティサービスを導入検討、企画立案するための方法論が確立されていないほか、データを活用して地域住民や交通事業者で共有し、議論する場がなく、サービス実装に向けた具体的な道筋が見えない状況にある。こうしたことから、事業では、将来的に他分野も巻き込んだ、本市の地域公共交通を考える「場」づくりを行うとともに、地域公共交通の維持及び利便性向上のため、オンデマンド交通を軸とした持続可能な新しい公共交通ネットワーク等を施策立案や導入支援を主導するなど、地域公共交通をリ・デザインし、コーディネートの役を担うグループの育成を図る。

3. 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4. 業務対象範囲

魚津市全域

5. 業務内容

本事業の目的を達成するため、魚津市、タクシー事業者、学術機関、オンデマンド交通に取り組む民間事業者、市民バス利用促進協議会等で構成する「魚津市交通 DX(オンデマンド交通)実用化共創プラットフォーム（以下、「共創プラットフォーム」という。）」を立ち上げ、多様なデータに基づく新しい地域公共交通について考える「場」とし、データの分析結果に基づく講義や先進事例の検討を行いながら、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築と運営に必要な知識及び関連事業者との協議の場を獲得する。その上で、市民・交通事業者等を対象とした「フィールドワーク」を通じ、「ニーズ把握」「ハレーションを踏まえた合意形成」「施策の妥当性評価」の進め方の理解と”場”を醸成しながら、本市の地域性とEBPMに基づく新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を備えた、地域公共交通のり・デザインを推進するグループを創出する。

- (1) 魚津市地域公共交通に関わるデータの集計・分析、デマンド交通導入シミュレーション
既存の資料及び独自に入手した資料により、地域特性に関するデータの集計・分析、デマ

ンド交通導入シミュレーションを行う。

(2) 共創プラットフォームの運営支援

共創プラットフォーム会議において講義/ワークショップの企画、コンテンツ作成、司会進行、及び議事録等の作成を行うこと。

(3) プロジェクトマネジメント

次のプロジェクトマネジメントを行うこと。

- ① 業務進捗管理（共創プラットフォーム構成員の日程調整含む。）
- ② 国土交通省等への中間報告資料及び実績報告書作成の支援

7. 人材育成の内容・手法

本事業では、「オンデマンド交通導入による公共交通持続性向上」をテーマに「講義」「ワークショップ」「フィールドワーク」の3つで推進する。

課題抽出、既存資源把握、設計、合意形成の4ステップで、講義によるインプット、ワークショップによる議論・取りまとめ、フィールドワークによる仮説検証・合意形成を、支援事業者と実際に推進することでプロセス理解醸成・場づくりを実施する。

こうした過程を通じ、本市の公共交通の課題の把握、課題に対する施策案の検討、財源確保の手法等を学び、オンデマンド交通等といった新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を備えた人材を育成する。

8. その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであり、受託者は事業の目的と目指す姿等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に行うこと。

9. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本市に帰属する。なお、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

- ① 人流データ分析報告書
- ② デマンド交通導入シミュレーション報告書
- ③ 共創プラットフォームにおける報告書
- ④ 業務報告書一式

上記全成果品の電子データと印刷物2部

※その他委託作業により作成した資料（コンテンツ）一式については、その都度納品すること。

10. 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法および魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）同条例施行規則（令和5年規則第9号）を遵守するものとし、秘密保

持について万全の管理を行うものとする。

11. その他

(1) 関連法令及び条例の遵守

受託者は、業務等の実施にあたっては、関連諸法令及び条例等を遵守すること。

(2) 秘密の保持

受託者は、魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）同条例施行規則（令和5年規則第9号）を遵守し、業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。また委託期間終了後も同様である。

(3) 業務の実施

受託者は、本市の事業計画を尊重するとともに、諸条件・諸課題を考慮し、手法や内容について十分に協議し、業務を実施すること。

(4) 所有権

本システムで取得する利用者情報及び運行実績等の乗車受付情報は本市に帰属する。

(5) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況等を報告し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 再委託の禁止

受託者は本業務の全部を一括して、もしくは主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、本市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、本市に対し、再委託承諾願を提出すること。

(7) 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めるものとする。

12. 連絡先

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市企画部企画政策課未来戦略室 担当：明石

TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054

Mail：planners@city.uozu.lg.jp

魚津市交通DX(オンデマンド交通)実用化事業公募型プロポーザル

参加表明書

魚津市長 村椿 晃 あて

事業所名

代表者名

⑩

魚津市交通DX(オンデマンド交通)実用化事業公募型プロポーザルに参加するにあたり、実施要領の「4. 参加資格要件」に記載されている事項について、すべて満たしていることを誓約し、本プロポーザルに参加します。

事業所名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※令和6年5月28日(火)17時までに提出して下さい(必着)。

※共同企業体(JV)での申請の場合は、代表となる企業(受託予定者)について記載してください。

担当者：〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市企画政策課未来戦略室 明石
TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054
Mail：planners@city.uozu.lg.jp

(様式第2号)

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業に係る公募型プロポーザル

質問書

質問概要	
質問内容	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※受付期間は令和6年5月30日（木）17時まで。

※受け付けた質問は、質問者名を伏せて参加者全てにメールにて回答する。

※件名は「【質問】【参加者名】魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル」とすること。

担当者：魚津市企画政策課未来戦略室 明石

TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054

Eメール：planners@city.uozu.lg.jp

(様式第3号)

企 画 提 案 書 提 出 届

(企画提案者)

〒 —

住 所

事業所名

代表者名

印

業 務 名 : 魚津市交通 DX (オンデマンド交通) 実用化事業

履行期限 : 契約締結の日から令和7年2月28日まで

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

魚津市長 村 椿 晃 あて

(連絡担当者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

業 務 実 績 書

参加者名 _____

事業名	発注者	受注者	業務内容	実施期間
				年 月～ 年 月

- ※1 共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者のうち、実績がある者の業務実績を記載すること。
- ※2 業務内容は、主になる業務内容を記入してください。
- ※3 契約書の写しを添付してください。
- ※4 記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。

魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業 システム要件表

提案するシステムについて、以下のすべての要件に対する対応状況を回答欄へ記入すること。

※必要に応じて備考欄に記入し、そのほかのセルへ不必要な更新は行わないでください。

優先度については、以下の通りとする。

- A 必須機能(原則として当該機能を備えるシステムであること)
- B 任意機能(満たすと望ましい機能)
- C 任意機能(今後拡張が望まれる機能)

回答については、以下のように記入すること ※必要に応じて対応状況を備考欄に記載すること。

- 標準機能で対応可能
- △ 標準機能では対応不可だが、オプション機能や代替案により対応可能 ※備考欄に詳細を記入すること
- × 対応不可

要件定義					優先度	回答欄	
機能分類体系						事業者名をご記入ください	
大項目	中項目	小項目	No.	要件		対応可否	備考 (判断に困るもの、オプション等で対応する場合など特記があれば可能な範囲で記載ください。)
■基本要件					対応可の項目に○を記入ください		
共通事項	サービス提供環境	機器環境	1	以下の動作環境でシステムが利用できること。 <システム管理端末の動作環境> Windows ・OS：Windows10/11 ・CPU/メモリ：指定なし（OSが動作するもの） ・ブラウザ：Microsoft Edge / Google Chrome iPad ・OS：iPadOS14以降 ・CPU/メモリ：指定なし ・ブラウザ：Safari <保護者端末の動作環境> ・OS：iOS/Android/Windows ・CPU/メモリ：指定なし（OSが動作するもの）	A		
		ネットワーク環境	2	サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化について指定する。 例) 利用者側環境：インターネットで動作すること 管理者側環境：インターネットで動作すること。 インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。	A		
		データ管理	3	サービスにおいて登録されるデータは、デバイス内には情報は保有せず、サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。	A		
			4	データのバックアップを週次で行い、4世代保有すること。 また、障害発生時の情報資産の退避先は魚津市が指定した場合を除き全て日本国内であること。	A		
			5	スマートフォンの端末故障時や機種変更時のデータ引継ぎが配慮がされていること。（スマートフォンのバックアップ機能によるものでも可。）	A		
		サービス提供時間	6	原則、24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。	A		

ライセンス・ユーザ数等	利用者側ユーザ数	7	利用者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数として上限を設けないこと	A		
	管理者側ユーザ数	8	管理者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数として特権ユーザー及び一般ユーザーともに1アカウント以上対応すること。	A		
デザイン・操作性	デザイン	9	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインとであること。	A		
	操作性	10	年配者にも操作がわかりやすいような表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。	A		
	アクセシビリティ	11	「JIS X8341-3：2016」が規定する「レベルAA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインであること。	C		
	視覚障害者支援	12	サービスを円滑に利用するためのユーザ補助機能として、次のような機能を用意できること。※対応状況を備考欄に記載してください。 例) ・視覚障害者が自力でユーザー向けアプリ等を操作できる機能 ・各種機能をショートカットキーにより利用できる機能 など	C		
	多言語対応	13	多言語に対応していること。 ※対応している場合は回答欄に対応言語を記載してください。	C		
情報セキュリティ	認証資格	14	ISMS、プライバシーポリシーマークなど事業者における認証制度・評価制度への対応していること。	A		
	データセンター	15	・データセンターは Tier 3 4相当であり、建築基準法（昭和 25 法律第 201 号）の新耐震基準に適合していること。 ・データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。	C		
	個人情報・情報セキュリティの遵守	16	個人情報保護法および魚津市個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）同条例施行規則（令和 5 年規則第 9 号）を遵守すること。	A		
	システムログ	17	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要なログ情報を取得すること。	A		
	アクセス・操作ログ	18	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。	A		
	不正プログラム対策	19	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。	A		

		20	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。	A			
	その他セキュリティ対策	21	個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること	A			
サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	22	サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し発注者に提供すること。	A			
	保有データの消去等	23	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。	A			
	オプトアウト対応	24	利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を全部または一部削除できる機能であること。	A			
利用規約等	利用規約への同意	25	サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができること。	A			
	自動取得情報への同意	26	機器の個体番号やGPS位置情報等、利用者がサービスを利用した場合に自動取得する情報を明示するとともに、それら情報取得について同意をとることができること。（利用規約の確認に含む場合は不要）	A			
	プライバシーポリシー	27	プライバシーポリシーを表示すること。	A			
問合せ機能	—	28	サービス内の問い合わせフォームなどから、問い合わせを行うことができること。	C			
統計機能	—	29	システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計する機能であること。 例：アプリ登録者数、アプリアクティブ利用者数、延べ利用回数 など ※企画提案書及び回答欄に集計できる項目を記載してください。	A			
関係法規制への対応	—	30	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること	A			
著作権	—	31	第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。	A			
資格管理	利用者側アカウント管理	管理情報	32	利用者は、以下の情報を登録し利用登録を行えること。 （例）氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスなど ※企画提案書及び回答欄に集計できる項目を記載してください。	A		

		アカウント設定方法・認証方法	33	利用者アカウントの設定方法（再設定含む）及び認証方法（再認証も含む）について利用者が自分で行えること。	A			
			34	マイナンバーカードを用いた利用者情報の登録や認証を行うことにより運賃割引等のサービスを提供できる資格情報管理に対応すること。	C			
		アカウント情報の修	35	利用者自身がアプリ上でアカウント情報の修正・停止（廃止）を行えること。	A			
			36	管理者が利用者のアカウント情報を確認・停止（廃止）、削除ができること。	A			
	運行管理側アカウント管理	管理情報	37	以下の情報を登録し、管理者アカウント（運行管理者・ドライバー）を作成できること。 （例）所属名、名前 など ※企画提案書及び回答欄に集計できる項目を記載してください。	A			
			38	運行管理者が、ドライバーIDを発行することができること。	A			
		アカウント設定方法・認証方法	39	ID・パスワードによるログインが可能なこと。	A			
■類型毎に異なる機能要件								
利用者向け機能	利用者アプリ（WEB）機能	配車予約機能	40	乗降地点、乗車人数、乗車希望時間を指定して予約することができること。	A			
			41	利用者が指定した出発地・目的地から、システムが乗降地点を指定できること。	A			
			42	地図表示から乗降地点の指定が行えること。	B			
			43	登録した乗降地点や過去の利用履歴から、乗降地点の選択が可能なこと。	B			
			44	予約時にドライバーへの伝達事項を入力できること。	B			
			45	予約状況の確認、乗降地点の確認ができること。	A			
			46	予約のキャンセルができること。	A			
			運行状況確認	47	予約した車両の位置情報をアプリ上（Web上）で確認することができること。	A		
			オンライン決済機能	48	利用料金の支払いについて、予約時に事前支払い又は乗車時支払いを選択できること。また、事前支払いを選択した場合は、オンライン決済ができること。	C		
			お知らせ受信	49	予約日時のリマインドや車両到着などの通知を受信できること。	A		
配車システムの機能	運行計画	運行計画の作成	50	各車両は相乗りで運行されるものとし、運行範囲内におけるAIを活用した効率的な配車、自動ルート生成が可能であること。 また、予約の追加やキャンセルに応じ、運行計画を自動で修正することができること。	A			
		運行条件の設定	51	運行範囲を設定することができること。	A			
			52	道路の通行止め情報等の運行不可道路を登録し、通行止め区間の迂回時間を踏まえた配車計画が作成できること。 また特定の停留所の利用の一時停止・移動を可能とすること。	B			
	発着位置	指定位置乗降型	53	乗降地点の登録/変更/削除ができること。 地点登録等においては、地図画面上や一覧表示から用意にできるよう工夫すること。	B			

		任意位置乗降型	54	利用者が指定する任意の地点からの乗降を可能とすること。 利用者が任意の地点を指定できない場合には、公共交通空白地域を極力削減できるよう多くの乗降場所が設定可能であること。	B		
配車予約	配車予約		55	予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応すること	A		
			56	スマートフォン・パソコンからの予約は、利用者の操作のみで受付が完了すること。	A		
			57	利用者の希望条件で予約できない場合は、希望時間近くの空き状況を案内すること。	A		
			58	予約をもとに決定した配車データを即時に、管理システム及びドライバー用システムへ共有できること。	A		
	お知らせ通知		59	予約日に予約内容をリマインド通知が可能であること。	A		
			60	車両の到着を通知することができること。	A		
			61	スマートフォンの利用者以外へのお知らせ通知が可能であること。 (例) メールによる通知、電話番号への自動音声通知 など	B		
ドライバー向けアプリ機能	運行支援		62	乗降場所及び運行ルートなどをナビゲーションする機能があること。	A		
			63	各乗降地点の乗客を確認することができること。	A		
			64	予約キャンセルがあった場合にドライバーへ通知できること。	A		
			65	ドライバーへの通知を行う機能があること。 ※通知できる機能を回答欄に記載してください。	A		
			66	乗降時に、乗客を確認し記録できること。	A		
			67	乗客の料金や支払い方法（現金・回数券・オンライン決済など）などを記録できること。	B		
			68	事前にオンライン決済されている場合は、決済済であることを表示できる機能を有すること。	B		
			69	事前にオンライン決済されていない場合は、現金や交通系ICカードなどで、バス車内で運賃を支払えること。	A		
			70	事前にオンライン決済されていない場合におけるバス車内での運賃支払い方法として、QRコード決済等のキャッシュレス決済にも対応できること。	B		
			通知・連絡機能		71	運行に遅延が発生している場合に、乗車予定者に遅延を通知することができること。	B
	72	乗車予定者が予約時間に乗降地点に現れずに発車した場合、通知することができること。			B		
	記録		73	日報に必要な以下の情報を入力できること。 (例) 入庫・出庫時間やオドメーター値、回数券販売情報 など	B		
管理システム	予約機能	電話による予約受付	74	電話で受け付けた予約内容を利用者自身ではなく管理者等によりシステムへ代理で登録することができること。	A		
			75	予約を連続して登録する際に入力情報を流用できること	A		
		予約受付・確認	76	予約を受け付ける時間帯を各車両に設定できること。	A		
	77		予約状況の一覧を表示できること。	A			
	78		予約のキャンセルが可能であること。	A			
	運行計画	運行計画(ルート)	79	各車両の運行計画が一覧で表示できること。	A		

			80	運行計画は、地図画面上でルート表示ができること。	A		
		車両管理	81	登録車両の一覧を表示し、登録・変更・削除ができること。	A		
	統計機能	運行実績の集計	82	運行実績を随時確認でき、CSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。	A		
	連絡・通知機能	連絡・通知機能	83	利用者へのお知らせを配信することができる機能	A		
	利用料設定等	利用料金設定	84	利用者の属性等により、利用料金を設定することが可能なこと。	B		
外部サービスとの連携	システムの拡張性	サービス連携	85	他のMaaSアプリとの連携が可能なシステムであること。	B		
			86	専用アプリ以外に、SNSアプリ等から予約ができること。	B		
		回数券・クーポン券	87	回数券や定期券、デジタルクーポンなどを発行し、運用することができること。	B		